

【地域包括支援センター】

三宅町から業務委託を受け、三宅町すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしができるよう、介護保険制度等の公的サービスだけでなく、インフォーマルサービスなど多様な社会資源を本人が活用できるように包括的及び継続的に支援していきます。また、高齢者の増加に伴い、介護・医療・福祉・経済的課題等、複雑化した「困りごと」を関係機関と密に連携しながら自らが解決できるよう専門職が専門性を活かして総合的に支援していきます。

令和2年度地域包括支援センター事業計画

業務項目	事業名称	実施目的	具体的な実施内容
①総合相談業務	総合相談窓口 (訪問・面談・電話)	●高齢者の抱える様々な困りごと、複雑化した相談に対し、ワンストップの総合相談窓口として、自らの課題解決機能を高めるとともに、各専門職が専門性を活かし、チームとして包括的な相談支援体勢を実施。	訪問・面談・電話にて対応。また、24時間公用携帯を職員で所持し、緊急時は夜間休日を問わず、対応。
	出張相談会 (各大字にて実施)	●住民が外出しやすい季節に、各大字のメイン道路や公民館等にて「出張相談会」の実施により、「地域の総合相談窓口」であることを周知、「今は困っていないが、話を聞いてもらおう」等住民や関係機関から気軽に親しまれるよう認知度の向上に努める。また、高齢者のちょっとした異変や虐待に気付いた場合は包括や行政に情報提供してもらえるよう各種団体や企業等とネットワークづくりに積極的に取り組む。	・人通りが多い場所を事前に自治会長等に確認、町内全10大字の道端にて実施。
②権利擁護業務	高齢者虐待対応・消費者被害・成年後見制度利用啓発	●高齢者虐待・消費者被害・認知症等で判断能力低下、財産管理が不十分になった際の成年後見制度利用に関する相談に対し、多様な権利擁護機関や制度につなげる等専門的に対応。 ●行政・警察・消費者センターと連携し、高齢者虐待・消費者被害・成年後見制度等の正しい知識の普及啓発や被害予防に向けての支援を実施。	・高齢者虐待や消費者被害の相談を受け次第、行政と連携し迅速に対応。 ・広報や社協ホームページ等に知識や予防に関する記事掲載、パンフレットの設置。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務	ケアマネジャーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のケアマネジャーへの業務に関する支援や助言の実施 ●ケアマネジメント能力向上のための研修会を磯城郡内包括が合同で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーへの相談支援・助言は通年実施。 ・研修会 3回/年
	地域ケア会議 (自立支援型・困難ケース型)	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者個別ケースの検討を通して、高齢者の生活課題の解決や状態の改善に導き、高齢者の自立を促し生活の質を向上させることを目的に「自立支援型地域ケア会議」を実施。 ●ケアマネジャー等から「認知症や精神疾患、家族支援が得られない等、対応に困っているケース」に対して、課題解決に向けて検討する、「困難ケース型地域ケア会議」を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自立支援型地域ケア会議」：通年実施。 ・「困難ケース型地域ケア会議」：相談があり次第実施。
	認知症初期集中支援チーム活動・認知症地域支援推進員活動	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の早期発見・治療につながるよう、認知症のおそれがある人やその家族等からの相談に応じ、専門病院の受診勧奨（同行受診含む）の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や地域住民から相談があり次第通年対応。
④ 介護予防業務	介護予防普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上ならどなたでも参加できる介護予防全般を目的とした介護予防教室（きらめきクラブ）を通年通して実施。 ●「健康」をテーマにしたイベントを社協・行政と合同実施。 ●地域住民の交流、地域住民の活躍の場、介護予防を目的とした「ふんわりサロン」を参加者、社協と協働し実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室：運動機能向上・認知症予防・口腔機能向上・栄養状態改善を複合させたプログラムを通年実施。 ・健康イベント：秋頃実施。 ・ふんわりサロン：毎月実施。
	地域リハビリテーション活動支援事業（出張講座）	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における介護予防の取組を強化するために、住民集いの場（サロン等）や各介護サービス事業所にリハビリ専門職等をアドバイザーとして派遣し、活動を強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所、各住民集いの場等へ要望があれば派遣。
⑤ 介護予防支援業務	介護予防サービス・総合事業利用者へのケアマネジメント業務（ケアマネジャー業務）	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援1・2、総合事業対象の利用者の状態と主体性を尊重し、自立支援を促すケアマネジメントを行い、ケアプラン作成を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括専任のケアマネジャーにて通年対応。